

【講演①】

福岡県性暴力根絶条例の具体化について

松浦 賢長

福岡県立大学理事・教授

失礼します。福岡から参りました松浦賢長と申します。性暴力根絶条例の具体化のために、性暴力対策検討会議とその下に教育・被害者支援部会、加害者対策部会、調査・研究部会という合計で4つ会議があるのですが、検討会議と支援部会というところの座長をさせていただいている関係で、本件について少しお話しさせていただこうと思っています。

＜福岡県性暴力根絶条例＞

ちょうど1年前ですが、議員提案で福岡県性暴力根絶条例（別添資料2）というものが成立いたしました。主として、「性暴力の被害者を支援するため、性暴力の根絶及び被害者の支援に関し、基本方針等を作る。県、県民、事業者、市町村という各種セクターの責務を明らかにする。そして具体的な施策を作っていく。」というものです。来年度（令和2年度）に向けて、具体化を進める、行政規則を作り、県に予算を申請し、施策を走らせる能够性を高めるために、形をある程度作るための会議を数多く行っております。

あまり知られていない条例だと思いますので、まずその説明をします。特徴を6点にまとめています。1つめは、「①法令及び条例では初めて「性暴力」を定義し、県民等にこれを禁ずる行動規範を設定」したことです。性暴力とは一体何かを条例にはじめて規定したということになります。今、性暴力対策調査研究部会で、性暴力とはこういうものを含むということを、県民等の啓発を含めた方針を策定しているところです。関連条文は第2条です。2番目は、「②学校における性暴力根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育」です。学校が一応念頭にあるのですが、性暴力の根絶に関する教育、そして被害者の支援に関する教育を行うかというところを規定しています（11条）。3番目が、「③性暴力の被害者の支援に関する総合的な窓口の設置」です。こちらは既にあります性暴力の被害者支援センターの体制を強化する形で、より望ましい形の総合的な窓口を被害者支援としてつくる、より整備していくところです（14条）。4番目が、「④子ども、18歳未満への強制性交等、強制わいせつなどの性犯罪で服役した元受刑者が圈内に住居を定めた場合、氏名、住所、連絡先、罪名等を知事に届け出るよう義務付け」たことです。性犯罪で服役した元受刑者が県内に住所を定めた場合に、刑期満了の日から5年を経過する日まで届出を義務付けています。かなり審議の段階でも、いろいろなところから議論があったところですが、今は法務省と調整中だと聞いています（17条）。5番が、4番と絡むのですが、「元受刑者からの申し出又は知事の勧奨により、再犯防止指導や治療を受けることができるよう支援」することです（18条）。6番目ですが、「⑥再犯防止を含む社会復帰の支援と指導のため、加害者専用相談窓口を設置」することです（19条）。こちらは受刑後の出所者だけではなくて、執行猶予が付いた人も対象に含みます。条例は、全体として22条にわたる、かなり長い条例になります。

<性暴力根絶条例の具体化：教育・被害者支援部会の論点を中心には>

先ほど、冒頭に申し上げました、このような形で今年度は県の中で会議がつくられて、特に部会に関しては4回も5回もという感じで、かなりインテンシブに議論をして、具体的に、ある程度、今年度固められるものを固めていることになります。どのようなことを固めつつあるかをご説明したいと思います。

私は部会では教育・被害者支援部会に関わっている関係で、そちらでどのようなことが話し合われているかを少しご紹介します。

教育・被害者支援部会の論点（第1回）

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/life/1/2/370/>

1. 教員が性加害するケースがあり、その予防も重要である。（中略）教員への指導についての取組も入れてはどうか。

2. 性被害にあいやすいのは小学校高学年または中学年であり、被害にあっているということ自体に気付かないことも多い。小学校高学年についても2020年度からのモデル校実施に前倒ししてはどうか。

3. 性加害、被害を減らすという事業を行う目的を明確化して、その達成について効果検証し、公表すべきである。

4. 県警少年サポートセンターもアドバイザーに入れてはどうか。

5. SNSを使った被害が最近増えており、加害の内容もより高度化しているため、SNSに関する教育は重要。

6. 小学校低学年では、加害者が親族や近隣など身近な人が多く、本人が被害であると気付いていないことも多いため、保護者や学校から相談があることが多い。

7. 障がい児の被害はまだまだ潜在化しており、特別支援教育においてはどのように伝えるかが課題であり、丁寧に行うことが必要である。

8. 加害者は同意能力について全く理解していないから、盗撮であれば相手は気付いていないからやっても良いと考えていたりする。

第1回目の部会の論点の例えば3番目ですが、「性加害、被害を減らすという事業を行う目的を明確にして、その達成について効果検証し、公表すべき」となっています。これは教育も含むのですが、効果をきちんと検証して、よりよいものにどんどんPDCAを回していくことにしていかなければならないということが基本的に共有されています。それから、7番目ですが、障がい児の被害の問題です。われわれが学校というと、小学校、中学校といったところを思うのですが、例えば特別支援学校のお子さんをどうするかなど、特に知的障害がある程度グレーゾーンの方も含めて、その辺りは非常に重要な課題だと認識していました。

教育・被害者支援部会の論点（第2回）

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/life/1/2/370/>

●性被害の話と防犯（自己防衛教育）の話を合わせてしまうと、被害者が自分の落ち度があると感じてしまう。条例の趣旨からするとむしろ、「性暴力及びその被害者に関する誤った自己責任論や偏見を払しょくし、その実情の正しい理解を深め」ることが中心であるべきではないか。

→委員ご指摘のとおり。一方で、防犯の要素を全く切り離しはできないのではないかと考える。

◎防犯=自己防衛教育と捉える犯罪原因論ではなく、犯罪機会論をベースとして防犯を考えれば、必ずしも性被害の話と合わせられないということもない。話の内容を取捨選択することでより良い内容になる。

●加害者更生プログラムのような内容をこの教育でやるのは難しいだろう。限られた時間の中で効率的、効果的にやっていくためにはテーマも絞ってやっていく必要があるだろう。

◎福岡県に性犯罪が多いということに対して、教育によって加害を生まないような土壤を作っていくことに寄与はできるだろう。

●加害をする教員を周りの教員が放っている等、教育関係者が傍観者になっているという問題もある。被害者を増やさない、被害を拡大させないため、生徒だけではなく教員にも入ってもらい、教育していくことが必要。
◎次回、教員や公務員等の研修については考えていきたい。

●被害者の心のケアという面では精神科との連携は非常に重要。性暴力被害に対する十分な理解や、県の取組を知りたい意味でも、医師会、精神科病院協会、精神神経科診療所協会とも連携して医師へ理解を求めていくことも重要。

●性被害はなかなか自分から開示できないが、早期に対応することでPTSDは予後が全く違うため、被害の早期発見は重要。「トラウマがある」という前提のもと対応するトラウマインフォームドケアの姿勢が大事。

第2回では、例えば学校で子どもたちに教育をするときに、性被害がない社会や生き方を取り上げるところと、防犯の話とはなじまないのでないかという議論が出てきて、なるほどという感じがしています。自己防衛教育という形で防犯を捉えると、どうしても被害者に落ち度があるように受け取られて、条例の趣旨と相いれないような感じも出てくることが指摘されています。防犯については、犯罪機会論もあるところですので、自己防衛としてではなく、環境などのポイントで議論してはどうかということがそこで共有されました。もう一つ、これは先ほども小西先生からありました、被害者の心のケアという面で精神科医療の関係は非常に重要ですが、なかなか地方の都道府県ではリソースがありません。先ほど、特定の形のCBTということもありましたけれども、恐らく県内ではなかなか難しいこと也有って、その辺りをどうするかも話し合いました。

教育・被害者支援部会の論点（第3回）

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/life/1/2/370/>

◎教員についても性的問題に関する自己チェックシートを導入してほしいと考える。前回の委員の指摘は特に教員に関するものであったため、当面は教員と一般職員とを分けて対応を検討していくべきではないか。

◎また、例えば飲酒に関するチェックシートは県では既に取り入れられているが、性の問題は隠れてしまいがちであるため、その後どのような流れにするのかが大事である。

一飲酒のチェックシートについても、専門家からは「管理職に渡す仕組みでは正直に回答しない場合があるため、回収は求めるべきではない」と意見を受けている。性に関するチェックシートについては回収は求めず、自己チェックの上で心配な方は相談できるようチェックシートの配付に併せて相談先を教示する仕組みとしてはどうかと考えているところである。

●性暴力は確信犯での犯行も多く、性善説に立ったチェックシートでは限界があると思われるため、さらに介入できるような仕組みの検討も必要である。

第3回では、第1回でも話があったのですが、教員集団がいわゆる加害に加わる問題が取り上げられています。教員について何らかの方策を行わなければならないということで、ここはなかなか難しいところですけれども、性善説ではない形で、何らかの方策を立てていくことにもなっているところです。

今、ちょうど知事宛てに、こういうことで具体的な方針・方策・施策がまとまりましたという報告書の最終的な調整の段階になっています。覆る可能性もありますが、私の知り得るところで現時点でのものとして、学校での教育について説明します。福岡県は1,000ぐらい学校があるのですが、小学校、中学校、高校、特別支援学校も含めて全ての学校で、性被害、性暴力根絶に関する教育を行おうという理念があります。来年度は、100以上の学校で先行授業を行うことが決定しています。では、誰が学校に教えに行くかということで、今、教えに行く人を養成している段階で、養成された人たちを性暴力対策アドバイザーと一応名付けることにしています。3月に行うということで、最初は臨床心理士の方も含めて、各種団体さまにこういうところでアドバイザーになってくださいと、お声掛けしているところです。では、アドバイザーを誰が養成するかとなると、各セクターの専門家が6名ぐらいまして、性と社会、性と体、性と心、性暴力・性被害の現状、そしてより高い教育効果を上げるための教育方法、この5つに関して、県内の専門家がアドバイザーを養成する这样一个で、今、その中身を、シラバスというのですが、どのような授業をして、到達目標、つまりそこに到達したらそのア

ドバイザーはOKだというものをつくっています。大学の授業は今はそういう感じになっているのですが、厳密な授業設計をアドバイザーブルクリにしています。アドバイザーの方には、あるモデルテキストを提示して、子どもたちにはこういう到達目標を立てて、その到達目標をクリアするような授業をしてくださいと。もしクリアしない子どもがいたら、その後、学校側と個別に調整してくださいということを今、作り上げているところです。今のところは小学校の低学年向け、高学年向け、中学生向け、高校向けで、少し遅れると思うのですが、個別性があつて難しいですけれども、特別支援学校向けを作ろうと思っています。

ただ、私も非常に難しいと考えているところがありまして、例えば学校で性被害なり性暴力、あるいは自分の体をまず知って、暴力などをしないことを教える形になるのですが、その立場自体は、子どもたちも、教える側も含めて、性暴力に遭ったことがない前提で進めざるを得ないです。どう考えてもそれは無理な話であつて、聞く子どもたちの中には、すでに幼少期、あるいは学童期に被害に遭っている子もいることを当然見込んでおかなければならぬわけです。そうなると、1次被害と言つていいかどうか分かりませんけれども、1次被害と2次被害を一律の教育の中でどう扱っていくか、調整していくべきかは非常に大きな敷居になつてゐるかと思います。下手をすると、この授業があつたが故に、より助けを求めるににくい雰囲気の中に子どもたちがもう一段階埋もれてしまうことになりかねない。そういうことになつてはいけないということです。集団の授業なので、学校に出向いて授業をするのですが、普通の小学校、中学校的授業のようにやればいいというようにはいかないことが今、私どもが非常に頭を悩ませている、すごく大きな議論になつてゐる状況です。

時間が来ましたので、これで取りあえずの説明をさせていただきました。ありがとうございました。